

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業  
(個別接種促進のための支援事業)に係る補助金の取扱い

令和4年10月11日  
広島県健康福祉局ワクチン政策担当

1 事業内容

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、支援を行います。

2 補助対象機関

4に記載の支給要件を満たす県内医療機関(診療所・病院)

3 対象期間

- 第1期間(7月末まで):令和3年5月9日(日)から令和3年7月31日(土)  
第2期間(8月,9月):令和3年8月1日(日)から令和3年10月2日(土)  
第3期間(10月,11月):令和3年10月3日(日)から令和3年12月4日(土)  
第4期間(12月,1月):令和3年12月5日(日)から令和4年2月5日(土)  
第5期間(2月,3月):令和4年2月6日(日)から令和4年3月31日(木)  
第6期間(4月,5月):令和4年4月1日(金)から令和4年6月4日(土)  
第7期間(6月,7月):令和4年6月5日(日)から令和4年8月6日(土)  
第8期間(8月,9月):令和4年8月7日(日)から令和4年10月1日(土)  
第9期間(10月,11月):令和4年10月2日(日)から令和4年12月3日(土)  
第10期間(12月,1月):令和4年12月4日(日)から令和5年2月4日(土)  
第11期間(2月,3月):令和5年2月5日(日)から令和5年3月31日(金)  
※ただし、病院への、「50回以上/日の接種を実施」した場合の支援については、令和4年11月30日までの実施とします。

4 補助対象経費

【診療所】

項目	支給要件	支給額
(1)	週100回以上の接種を4週間以上実施	2,000円/回 (100回以上接種の週のみ)
(2)	週150回以上の接種を4週間以上実施	3,000円/回 (150回以上接種の週のみ)
(3)	50回以上/日の接種を実施	10万円/日 (50回以上接種の日のみ)

- ※同一の週において、(1)~(3)を重複して支援を受けることはできません。  
※(1)、(2)の4週間は、期間内であれば連続した週である必要はありません。ただし、週100回(150回)以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療時間外、夜間(18:00以降)または土日祝日に接種体制を用意する必要があります。  
※週150回以上の接種をした週は、週100回以上の接種をした週として取扱うことができます。  
※(3)は、(1)、(2)の要件を満たさない週に属する日に限ります。また、50回以上の接種を行ったその日が土日祝日であるか、診療時間外、夜間(18:00以降)に接種体制を

用意している必要があります。

※「接種体制を用意」には、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含みます。

#### 【病院】

項目	支給要件	支給額
(1)	50回以上/日の接種を実施	10万円/日 (50回以上接種の日のみ)
(2)	特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上実施した週が4週以上	・医師：7,550円/人時 ・看護師等：2,760円/人時

※「特別な接種体制の確保」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、いずれも接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。ただし対象となるのは50回以上の接種実績がある日に限ります。

※(1) 50回以上の接種を行ったその日が土日祝日であるか、診療時間外、夜間（18：00以降）に接種体制を用意している必要があります。なお、「接種体制を用意」には、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含みます。

※(2)の4週間は、期間内であれば連続した週である必要はありません。

※(2)の支援を受けるにあたっては、50回以上の接種を行った日に、診療時間外、夜間（18：00）または土日祝日に接種体制を用意している必要はありません。

※(2)の「看護師等」とは、特別な体制による接種業務に従事した者であり、職種は限定していません。

#### 〔留意事項〕

※交付算定基礎額は接種回数により算定してください。予診のみを実施した場合は実績には計上しないでください。

※消費税は反映しません。

※接種費用(2,070円/回)等の請求との整合性を図ってください。

接種費用(2,070円/回)の請求については、市町又は広島県国民健康保険団体連合会において審査を受けることとなりますが、審査において接種の実施について支払いが認められなかった場合は、個別接種促進のための支援事業の対象とはならないので、請求しないでください。既に請求済の場合は、訂正の報告を速やかに行ってください。

## 5 提出物

(ア) 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

(イ) 実績報告書内訳（様式第2号）

(ウ) 請求書（様式第3号）

(エ) 振込先の通帳の写し（表紙と見開きのカタカナ記入の部分）等

※申請者と請求書の口座名義人が異なる場合は、受領についての委任状を併せて提出してください。

## 6 申請受付期間

それぞれの期間（第1期間、第2期間、第3期間、第4期間、第5期間、第6期間、第7

期間、第8期間、第9期間、第10期間、第11期間）で取りまとめたうえで、対象期間最終週の初日が属する月の翌月末までに申請を行ってください。

対象となる期間	申請期間
第1期間 令和3年5月9日～令和3年7月31日	～令和3年8月31日
第2期間 令和3年8月1日～令和3年10月2日	令和3年10月20日～令和3年10月31日
第3期間 令和3年10月3日～令和3年12月4日	令和3年12月20日～令和3年12月31日
第4期間 令和3年12月5日～令和4年2月5日	令和4年2月18日～令和4年2月28日
第5期間 令和4年2月6日～令和4年3月31日	令和4年4月20日～令和4年4月30日
第6期間 令和4年4月1日～令和4年6月4日	令和4年6月6日～令和4年6月30日
第7期間 令和4年6月5日～令和4年8月6日	令和4年8月8日～令和4年8月31日
第8期間 令和4年8月7日～令和4年10月1日	令和4年10月3日～令和4年10月31日
第9期間 令和4年10月2日～令和4年12月3日	令和4年12月5日～令和4年12月28日
第10期間 令和4年12月4日～令和5年2月4日	令和5年2月6日～令和5年2月28日
第11期間 令和5年2月5日～令和5年3月31日	令和5年3月15日～令和5年3月31日

## 7 申請期限

- ・第1期間（7月末まで）：令和3年8月31日（火）（消印有効）
- ・第2期間（8月，9月）：令和3年10月31日（日）（消印有効）
- ・第3期間（10月，11月）：令和3年12月31日（金）（消印有効）
- ・第4期間（12月，1月）：令和4年2月28日（月）（消印有効）
- ・第5期間（2月，3月）：令和4年4月30日（土）（消印有効）
- ・第6期間（4月，5月）：令和4年6月30日（木）（消印有効）
- ・第7期間（6月，7月）：令和4年8月31日（水）（消印有効）
- ・第8期間（8月，9月）：令和4年10月31日（月）（消印有効）
- ・第9期間（10月，11月）：令和4年12月28日（水）（消印有効）
- ・第10期間（12月，1月）：令和5年2月28日（火）（消印有効）
- ・第11期間（2月，3月）：令和5年3月31日（金）（令和5年4月10日（月）必着）

## 8 提出先

〒730 - 8511 広島県広島市中区基町 10-52  
 広島県健康福祉局ワクチン政策担当（ワクチン企画グループ）

## 9 申請の流れ

- ①申請書類を作成し，広島県へ提出してください。
- ②広島県で申請内容を審査の上，適当と認めた場合には，交付決定兼実績額の確定通知を郵送します。
- ③審査を終えた日の属する月の翌月末までに，指定の口座にお振込みします。

